

2025年5月23日

質疑書（回答）

2025年4月28日付けにて公告した「越中大門こ線橋2号新設他工事」に関する条件付き一般競争入札について、入札参加希望者より提出された質問に対して、以下のとおり回答する。

あいの風とやま鉄道株式会社

契約責任者

代表取締役社長 伍嶋 二美男

No	質疑事項	回答
1	・積算条件について① 公告に添付の設計書の単価適用がR6.8となっていますが、積算条件は当該適用日とすればよろしいでしょうか。 その場合、契約後に単価の見直しがあると考えてよいでしょうか。	・積算の適用はR6.8とする。 ・設計変更対象としないが、施工条件等により、必要に応じて別途協議を考えている。
2	・積算条件について② 工事に必要なき電停止は適切な時期を打合せの上、支給ください。	・き電停止に関しては支給とする。 ・ただし、き電停止を要する作業等の工程調整は発注者と協力の上、受注者にて調整とする。
3	・工事内容について 設計書では軽量盛土に「スーパーソル」を使用するとされていますが、設計図には製品の指定はないため、同等性能を有する製品を提案した場合、変更は認められるでしょうか。	・同等以上の性能を有する類似製品については、品質確認にて性能が認められた際には使用可能である。 ・ただし、施工計画等により支障がある場合は別途協議とする。
4	・保安費について① 建築、土木、軌道で同一施工日に配置が重複する保安体制となる場合は保安体制を一本化できると考えてよいでしょうか。	・当社の定める営業線近接工事保安関係標準示方書等の規程に従って、安全に施工が可能な場合は一本化できると考える。 ・保安体制一本化を計画する際には、発注者と協議すること。

5	・保安費について② 上記に関連し、設計書では保安費は土木工事、軌道工事共、建築に含む計上となっていますが、各系統で単独配置する場合でも保安費にかかる諸経費は建築工事の経費率を適用するのでしょうか。	・本工事は複合工事という点を考慮し、経費率を定めていることから、異なる条件下で配置しても同一の経費率とする。
6	・施工条件について① ホーム嵩上げ部の施工の際、嵩上げ部の既存ホーム上に資機材の仮置きは可能と考えてよいでしょうか。 可能である場合、仮置きに関して何らかの条件指定はあるのでしょうか。	・列車運行支障防止や旅客等の第3者被害防止の対策を確実に実施する計画であれば、仮置きは可能であると考ええる。 ・提示計画については、契約後に開催する事故防止・着工準備会において協議するものとする。
7	・施工条件について② 既設ホームのうち、ホーム嵩上げ部の施工に際し、供用ホーム部と仮囲い等による区分が必要と思われるものの、建築限界との兼ね合いによりホーム縦断方向全長を区分けすることは難しいが、区分けの方法に関して指定の考え方はあるのでしょうか。また、旅客誘導員の配置等、一般的に共通仮設費の率分と考えられる範囲でなければ設計変更と考えてよいでしょうか。	・区分け方法については、建築限界支障回避や旅客の乗降場所確保の必要があることから制限が発生する。 ・共通仮設費の率分内を超える内容については、発注者と協議の行い、必要に応じて設計変更等の対象になると考える。
8	・施工条件について③ ホーム撤去において擁壁撤去の際に軌道影響はないと考えてよいか。実計画の段階も含め、軌道影響があると考ええる場合、設計変更等で協議いただきたい。	・受注者が策定する実施計画や施工方法により、軌道影響が考えられると別途協議で認められた場合は、設計変更等の対象と考える。
9	・施工条件について④ ホーム撤去において中線側の擁壁を基部を除いて全て撤去する数量となっているが、設計図(平面)上は一部を残す計画と見受けられる。どちらが正か。	・全撤去を正と考える。 ・ただし、施工に際し計画の変更が必要となった際には、発注者と協議するものとする。

10	・施工条件について⑤ 上記No. 9に関連し、ホーム端部擁壁の形状とホーム撤去の擁壁撤去の形状が整合していないと思われるが、どのような考え方となっているか。	・当社は形状に関して整合していると考えている。 ・ただし、施工の際に変更が必要と判断される際には、協議の上、必要に応じて設計変更等を考える。
11	・その他① 設計書と数量計算書に差異がある項目については設計書が正としてよいか。	・設計書を正とする。 ・設計書の未計上の内容や内容変更に関しては、協議の上、必要に応じて設計変更等を考える。
12	・その他② ホーム撤去の擁壁前面埋戻し工については設計書上、材料数量のみの計上と思われるが、施工費は設計変更対象と考えてよいか。	・設計書を正とする。 ・未計上内容と考えられる内容に関しては、協議の上、必要に応じて設計変更等を考える。